

身体拘束等の適正化のための指針

1. 基本方針

当事業所は、原則として身体拘束を行わない。ただし、利用者または第三者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合に限り、厳格な手続きのもとで行うものとする。

2. やむを得ず行う場合の3要件

- (1) 切迫性: 生命・身体への危険が切迫していること。
- (2) 非代替性: 他に代替手段がないこと。
- (3) 一時性: 一時的なものであること。

3. 実施時の手続き

責任者(橋本 晃治)を中心とした委員会で検討し、利用者・家族への十分な説明と同意を得た上で、経過を詳細に記録する。

【改定履歴】

- ・令和6年3月1日: 新規制定(管理者: 橋本 敏恵)
- ・令和7年8月1日: 改定(定期見直し)
- ・令和8年1月5日: 管理者変更に伴う改定(責任者: 橋本 晃治)